十一　老人ホーム被措置者の数が多いため特別の財政需要があること。	次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。 算式 （A－B）×2,691,000円×0.7 算式の符号 A　老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定により当該年度の９月30日現在において、養護老人ホームに入所措置されている者で当該市町村がその経費を負担したものの実人員数に0.8400を乗じて得た数（表示単位未満の端数があるときは、その数を四捨五入する。）の合計数 B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第10号の２の規定に準じて算定した当該年度の当該市町村の養護老人ホーム被措置者数
十二　国土保全対策に要する経費があること。	国土保全対策として当該市町村が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七（分収造林契約及び分収育林契約に係るものにあつては、〇・二）を乗じて得た額とする。
十三　地盤沈下対策に要する経費があること。	前条第１項第１号の表第三十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十四　留学生支援に要する経費があること。	前条第１項第１号の表第三十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
［削る］	
十五　公害健康被害の補償等に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十一　老人ホーム被措置者の数が多いため特別の財政需要があること。	次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。 算式 （A－B）×2,654,000円×0.7 算式の符号 A　老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定により当該年度の９月30日現在において、養護老人ホームに入所措置されている者で当該市町村がその経費を負担したものの実人員数に0.8400を乗じて得た数（表示単位未満の端数があるときは、その数を四捨五入する。）の合計数 B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第10号の２の規定に準じて算定した当該年度の当該市町村の養護老人ホーム被措置者数
十二　国土保全対策に要する経費があること。	国土保全対策として当該市町村が他の地方公共団体等と協同して行う森林の整備等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七（分収造林契約及び分収育林契約に係るものにあつては、〇・二）を乗じて得た額とする。
十三　地盤沈下対策に要する経費があること。	前条第１項第１号の表第三十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十四　留学生支援に要する経費があること。	前条第１項第１号の表第三十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
十五　普天間飛行場移設先及び周辺地域の振興の推進を図るためのＳＡＣＯ事業に要する経費があること。	前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において国の補助金の交付決定がなされた普天間飛行場移設先及び周辺地域の振興の推進を図るためのＳＡＣＯ事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
十六　公害健康被害の補償等に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第三十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。